

県選抜として活躍！



しんとみ 広報

お知らせ版 No. 1

平成30年1月25日発行（次号2月9日）

編集：まちおこし政策課

（担当：松尾 健太郎 ☎33-6012）

※記事の内容については、各課等へお問い合わせください。

<http://www.town.shintomi.lg.jp/>

本紙は、ホームページからダウンロードできます。

女子サッカーの九州大会（U-12）が開催され、新富町の豊田聖菜さんと倉永叶羽さんが宮崎県選抜チームとして出場しました！大会を振り返り「上手な選手と試合をして、自分の課題が見つかった。次はU-15の選抜目指して頑張りたい。」と話していました。今後の活躍が期待されます！

重度障がい者（児）医療の更新がお済でない方は、至急更新手続きを！

平成29年度の重度障がい者（児）医療費受給資格者証は、平成29年7月末より更新手続きの受付を開始しています。まだ手続きがお済でない方は、至急、役場福祉課（社会福祉9番窓口）で更新手続きをお願いします。

○対象者 次の（1）または（2）に該当する方

（1）現在、重度障がい者（児）医療費受給資格をお持ちで、更新手続きがお済でない方

（2）重度障がい者（児）医療費受給資格をお持ちでない方で、次のいずれかに該当する方

- ・身体障害者手帳1級または2級の方
- ・療育手帳Aの方
- ・身体障害者手帳3級と療育手帳B1を両方お持ちの方

○受付時間 9:00～12:00 13:00～17:00

○お持ちいただくもの

- ・身体障害者手帳または療育手帳（両方お持ちの方は両方とも）
- ・健康保険証（平成29年8月1日以降に使用できるもの）
- ・旧受給資格者証
- ・印鑑（スタンプ式印鑑不可）
- ・平成29年1月1日現在で新富町に住所のなかった方（生計を維持する方を含む）は旧住所地の所得課税証明書
- ・個人番号（マイナンバー）がわかるもの



問合せ：福祉課(担当)落合祐希 ☎33-6382

申告相談期間における昼休み時間の税務課窓口業務の休止等について

平成30年度分の申告相談を次の期間において実施します。この期間中は、税務課職員が申告会場に出向くため、昼休み時間（12:00～13:00）の証明書発行等の窓口業務を休止させていただきます。また、税務課（役場本庁）での申告相談はできませんので、各申告会場において申告をお願いします。皆さまにはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

期間：平成30年2月16日（金）から平成30年3月15日（木）まで

問合せ：税務課(担当)壺岐文登 ☎33-6076

障害者控除対象者認定のお知らせ

確定申告の際に、障害者手帳等を持っていない人でも、障害者控除対象者として認定されている人は、税の「障害者控除」が受けられます。障害者控除が適用されると、対象者本人又は対象者を扶養している人の税負担が軽減される場合があります。

認定された人には、「障害者控除対象者認定書」を交付します。税の申告の際に提示してください。

○対象者 精神又は身体に障害のある65歳以上で、障害の程度が知的障害者又は身体障害者と同程度の人

※障害者等の判定は、「介護認定審査会資料」・「障害者・特別障害者控除対象者認定用意書」に基づき行います。

○申請方法 福祉課に備え付けの申請書を提出してください。※認定には数日かかります。以下の人は申請の必要はありません。

・非課税であり、扶養に入っていない人 ・障害者手帳等をお持ちの人

障害者控除額(所得から控除される金額)

控除区分	所得税(国税)	住民税(町・県民税)
障害者	27万円	26万円
特別障害者	40万円	30万円

問合せ：福祉課(担当) なかたにしずえ 中谷静江 ☎33-6056

環境水道課からのお願い

★ガスボンベやスプレー缶などの出し方

ガスボンベ、スプレー缶やガスライターをごみとして出す際、中のガスが残っていると、ごみ収集やごみ処理施設での作業中に爆発・炎上することがあり大変危険です。必ず使い切り、缶については必ず穴をあけて完全にガスを抜いて出すようにしてください。

※ごみとして出した後の処理する人がいるということを考えて、必ずルールを守ってください。

★ごみの野外焼却はやめましょう

ごみの野外焼却(野焼き)は一部の例外を除き原則禁止されています。また、野外焼却に対して町民より「窓が開けられない」「洗濯物に臭いがついて困る」「悪臭で気分が悪くなる」など苦情が寄せられており、付近の住民に迷惑をかけることとなります。

※ごみは焼却せず、きちんと分別を行い町指定のごみ袋で決められた日に出してください。

問合せ：環境水道課(担当) くらなが おおにし 倉永・大西 ☎33-6072

資源物の回収について(毎月第2、4月曜日は資源物の回収日です。)

新富町地域婦人連絡協議会では、ごみを減らし、再利用・再資源化を進めていくため、資源物回収を行なっています。2月の予定は、次のとおりとなっています。ご協力をお願いします。

○日時 平成30年2月12日(月)、26日(月) 7:00~9:00(時間厳守)

○回収場所 町体育館(正面玄関東側駐輪場)・西体育館(自販機横)・上新田公民館(駐輪場)

*雨天時、西体育館は、正面玄関前に移動します。

○収集物 古紙(新聞紙・チラシ)、雑誌、ダンボール、牛乳パック、雑紙(それぞれ紐で縛ること) 焼酎の紙パックなど内側にアルミ箔が張ってあるものは対象外となります。

◎問合せ 新富地域婦人連絡協議会 会長: はしぐちすみこ 橋口澄子 ☎33-2514

(生涯学習課) 担当: つつみ せいき 堤 征紀 ☎33-1022



交通規制にご協力をお願いします

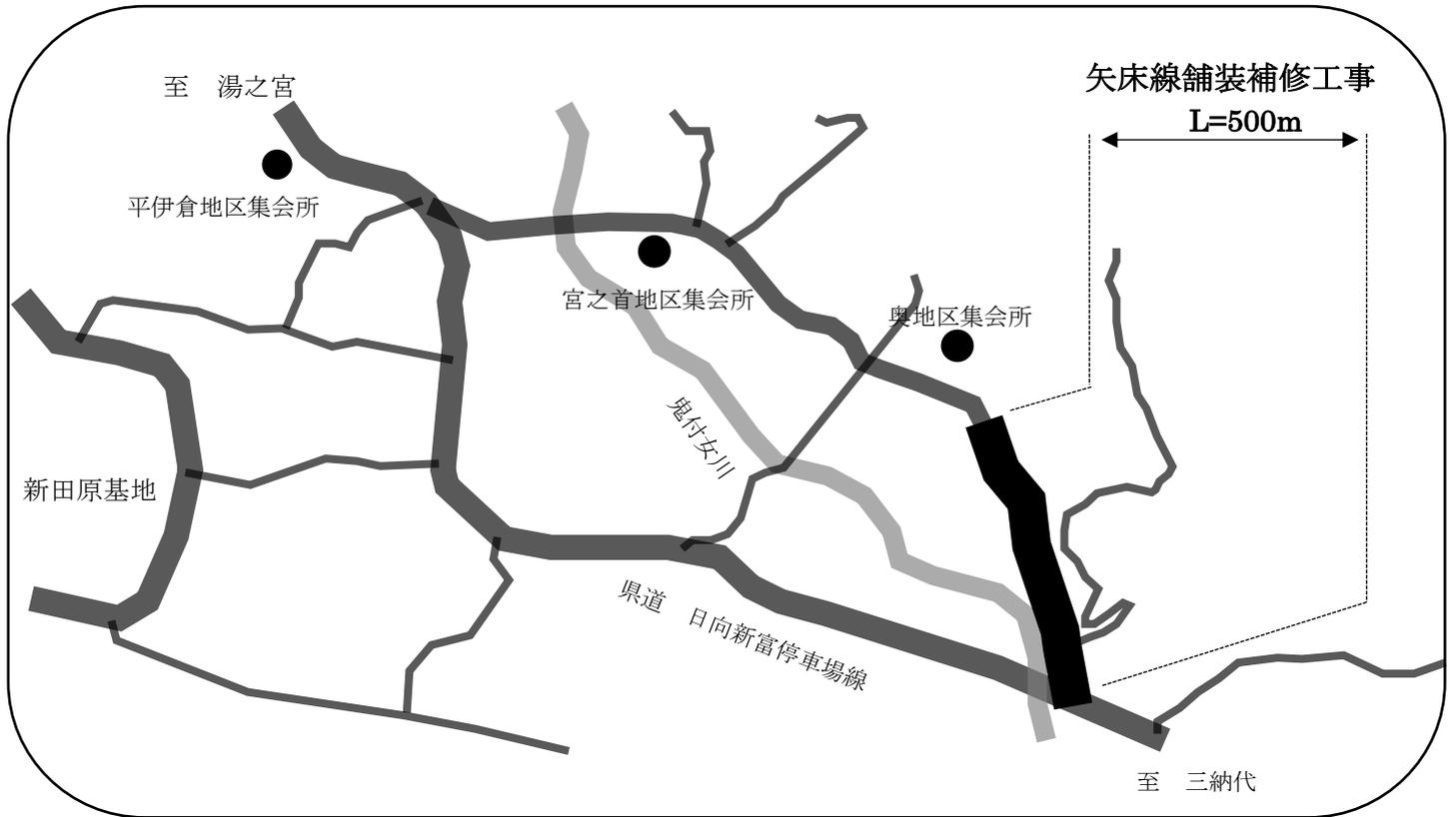
① 矢床線舗装補修工事

規制内容 全面通行止 (8:00~18:00 ※夜間は開放致します)

予定期間 平成30年2月上旬~平成30年3月16日(金)

問合せ: 都市建設課(担当)

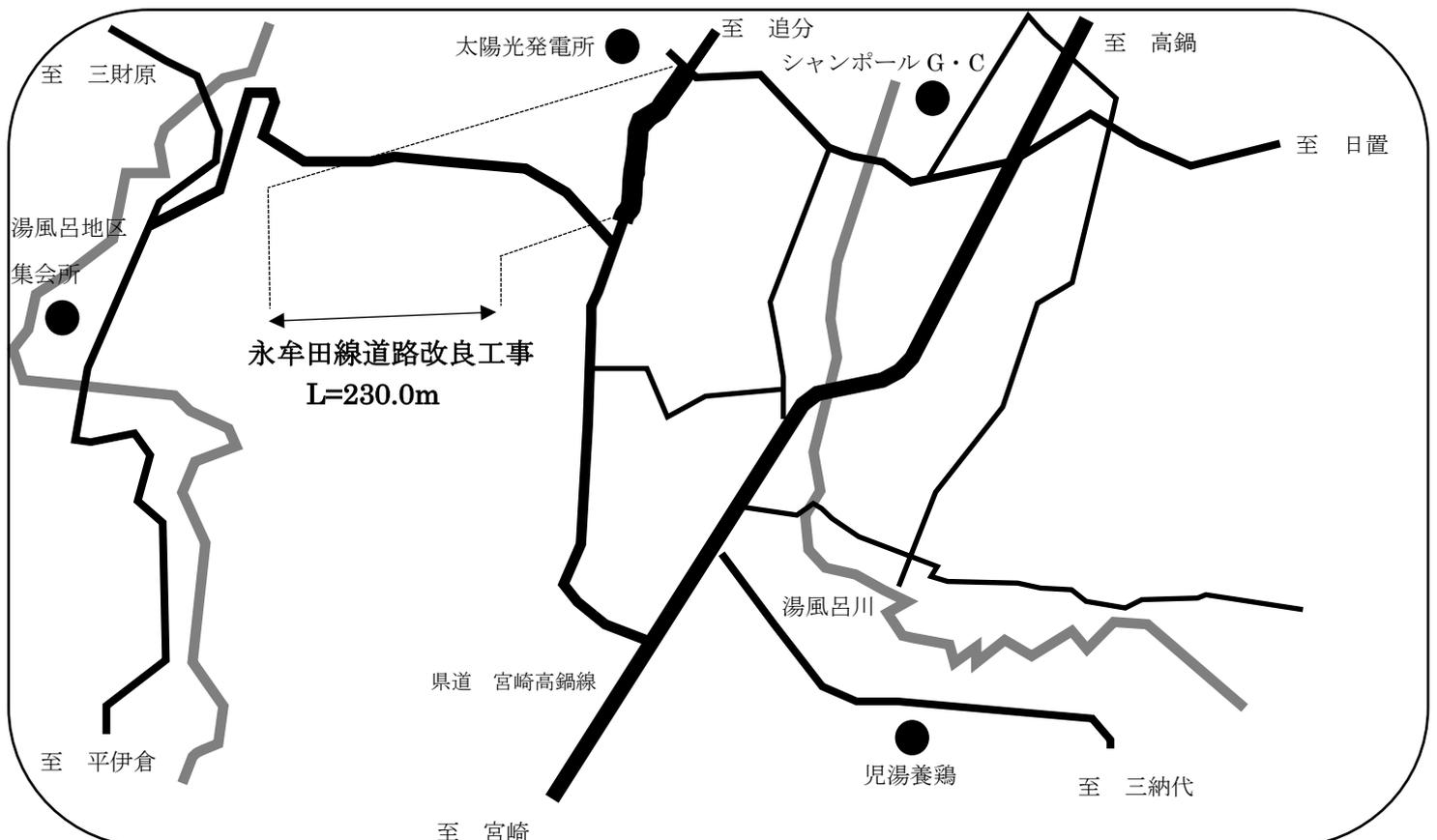
おがわじゅんご
小川淳悟 ☎33-6018



② 永牟田線道路改良工事

規制内容 片側交互通行 ※規制内容につきましては周辺の案内看板をご覧ください。

予定期間 平成30年1月下旬~平成30年3月28日(水)



あなたの声を町政へ届けましょう。

2月25日（日）は新富町長選挙及び 新富町議会議員補欠選挙の投票日です。

◆告示日および投開票日

○告示日：平成30年2月20日（火）

○投開票日：平成30年2月25日（日） 投票時間：午前7時～午後6時

◆投票のできる人（投票するには、新富町の選挙人名簿に登録されている必要があります。）

【選挙人名簿登録資格】

(1)平成12年 2月26日以前に生まれた人

(2)平成29年11月19日までに新富町に転入届を提出し、引き続き住んでいる人

※投票するには、新富町に住所を有している必要があります。

◆投票方法

投票日当日に、投票所入場券に記載のある投票所で投票を行ってください。配布された投票用紙に、1人の候補者の氏名を鉛筆で記入し、投票箱に入れてください。

※投票所入場券を紛失された場合でも、選挙人名簿にて登録が確認できれば投票できます。

◆投票日当日に都合が悪い方へ

(1)期日前投票・・・期日前投票期間中に期日前投票所にて投票ができます。

※投票日当日に投票できない理由を宣誓する必要があります。入場券に宣誓書の様式が印刷されていますので、事前にご自宅等で記入いただくことで投票がスムーズに行えます。

(2)不在者投票・・・不在者投票期間中に各市区町村選挙管理委員会にて投票ができます。

①投票用紙等請求書兼宣誓書に記入し、新富町選挙管理委員会宛に請求・郵送

※代理の方が提出される場合には、請求者本人の入場券を一緒にお持ちください。

②新富町選挙管理委員会にて選挙人名簿の登録を確認の上、請求者へ投票用紙等を郵送

③滞在先などの最寄りの選挙管理委員会にて投票する

※国政選挙とは異なり、滞在先の選挙管理委員会によっては、「土曜日は投票できない」、

「午後8時まで受け付けていない」などの状況が考えられます。投票日が近づきましたら、事前に滞在先の選挙管理委員会へ確認をお願いします。

④不在者投票を行った選挙管理委員会から新富町選挙管理委員会へ投票用紙等を郵送

○期日前・不在者投票所：新富町福祉学習等供用施設（旧新富町中央公民館）

○期日前・不在者投票期間：平成30年2月21日（水）～2月24日（土）

午前8時30分～午後8時

○問い合わせ先 新富町選挙管理委員会 関屋博之 TEL33-6002

